

## 令和3年度 第2回 庁舎建替庁内検討委員会 会議録

《日 時》 令和4年2月8日（火） PM4:00～5:10

《場 所》 市立公民館・中央地区公民館 講座室4

《出席者》 総合政策部長、財務部長、市民環境部長、危機管理部長、福祉部長、保健部長、子ども家庭応援部長、魅力創造部長、まちづくり推進部長、建設部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局総務課長（議会事務局長代理）、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、経営管理課長（病院事務局長代理）、公営競技事業所長

《事務局》 総務部長、庁舎建設準備課課長・課員2名

### 【議題1】今年度実施の新庁舎整備関連事業について

#### 一 事務局による説明 一

##### a. 文書管理適正化及び文書整理業務について

本業務の経緯として、平成30年度に実施した文書量調査や先進的な新庁舎建設自治体の移転時の文書量削減状況から新庁舎移転時に概ね50%の文書量削減が期待できるとして、新庁舎整備基本計画では平成30年度の文書量の50%を収納できる床面積で考えている。基本計画を見直すとしてもこの考え方は踏襲する。今年度から、庁舎建設に先駆け既存の執務環境の改善も目的とした文書量の削減活動として、委託事業者にも協力してもらい、今年度20課、来年度38課を対象に活動を進めている。コロナウイルス関連の業務対応等で時間が無く途中の部署もあるが、現在19課での削減活動の結果、平成30年度調査時の文書量から約19%削減できた。削減量は各課でバラツキが大きく、日頃の整理整頓、文書管理システムの活用状況、デジタル化への取組み度合いが影響していると考えている。

活動を通じて見えた課題としては、①公文書と廃棄できる重複保有する文書の仕分けができていないものがある、②電子化することで廃棄可能な文書も一定量あるので順次電子化を進める必要がある、③課によって文書管理に対する意識差があり庁内の文書処理の運用に関する庁内の統一的な取扱いに曖昧な部分がある。

課題に対する今後の取組みとして、①執務室内の公文書とその他文書の仕分けを徹底してもらうこと呼びかけていく。②文書の電子化の推進は、令和4年度から電子決裁が始まり新たな紙文書も一定抑制されると期待され、過去文書についても令和4年度に当課として電子化のためのスキャナ1台と作業員2名の予算確保に動いており、過去文書の内、電子化すれば廃棄が可能とできる文書の電子化を順次進めたいと考えている。③文書管理に関する統一的なルールづくり（現在作成中）と研修会の実施についても、現在、庁内で文書管理に関して情報共有可能なマニュアルを作成中で、完成すればこれを基に研修会を実施し情報共有に努める。

##### b. 窓口業務の改善検討支援業務について

新庁舎整備基本計画では、総合窓口の考え方も取り入れながら窓口構成を考えることとし、庁内検討委員会の下部組織として関係課長で構成する窓口業務作業部会に相談しながら実務担当者で構成するWGを開催した。WGでは主な窓口関係課の実務担当者を集ってもらい、市民総合窓口（主にライフイベントに係る業務等）を考える場合に、どのような業務を集めれば効率的に行えるのか業務の洗出しをしても

らい、現時点での案として、簡易な証明発行に関する窓口8業務、ライフイベントに関する基本届出や簡易な申請・届出窓口21業務が、専門性がそこまで高く無くまとめて行える事務作業として抽出した。

これらの業務を仮に民間委託した場合に効果が得られるのかアウトソーシング事業者で現在出せる条件で見積りを依頼した。結果は現状の職員コストよりも増加する傾向で、コスト高の要因としては、業務マニュアル等から全て作り上げる必要があるか等具体性が不透明な中でリスクを踏まえた余裕を相当見た見積りであり、また業務数が少ないので規模によるコストダウンも限られることを挙げられていた。コストだけで考えると現状での効果は見込めないが、実際に民間委託することが市民にとってプラスになるのかも含め、総合窓口の検討が具体的に進んだところでさらに検証する必要があると考えている。

次に新庁舎整備によって窓口業務を改善するためにどのように取組みを今後進めていけば良いかを示すため、新庁舎整備に合わせた窓口改善に関する導入実行計画を作成中である。本計画には、方向性や具体的な取組14項目、これを進めるにあたり主体的に考えてもらう各WG等を示し、現在の新庁舎整備計画のスケジュール観で、新庁舎完成までに取組むスケジュールを示したものとなっている。このスケジュールは、新庁舎整備の状況に変更があれば、適時見直すことになる。本計画は各WGが主体となって取組み、全体の進捗・取りまとめは作業部会で行う予定である。

## 【議題2】新庁舎整備基本計画の改定に向けた方向性について

### 一 事務局による説明 一

前回の庁舎建設特別委員会で示した方向性は、①事業規模は現基本計画で想定している事業費のうち市の実質的な財政負担分を目安とし概ね100億円程度、②建設スケジュールは現基本計画の最終竣工期限である令和10年度完成目標を維持、③建設方法の見直しは延床面積を見直すとともに仮設庁舎・立体駐車場を使用しないことで、事業費圧縮を考えるというものである。また現基本計画策定後の変化として、④新たな生活様式への対応（新型コロナウイルス等感染症防止対策や国のデジタル化への方針等）する施設についても考える必要がある。

これらの課題を解消する一つの案として、敷地利用方法を見直し、現地と福祉総合センター敷地の2棟による建設はどうかと考えている。例えば、現地は第2公用車駐車場に主に政策・事業関係、教育委員会、議会関係の庁舎とし、福祉総合センター敷地は、駅近の利便性を活かしながら主に窓口関係の部署を可能な限り集約した市民の利便性が高い庁舎を考える。大規模な1棟化を避けることで、現地は周辺環境への配慮と新館・旧館敷地は跡地を城周辺の環境整備に活用できる。委員のご意見をお聞かせいただきたい。

### 一 委員会における意見等 一

#### 【議題1】a. 文書管理適正化及び文書整理業務について

・今の庁舎で電子化を進めるのであれば、停電時の電源対策も考えておくべきである。

#### 【議題1】b. 窓口業務の改善検討支援業務について

・アウトソーシングに期待する効果について、トータルコスト削減ばかりを重視するのではなく、良質な住民サービスを行える体制がいかにか構築できるかという視点を持って検討してもらいたい。

#### 【議題2】新庁舎整備基本計画の改定に向けた方向性について

・事業費を圧縮する必要性は理解できるが、事業費ありきで使い勝手が悪い庁舎にならないように考えてもらいたい。

- ・分棟で敷地が離れると、職員の移動に要する経費や市民の利便性が低下する恐れがある。
- ・過去の庁内検討委員会で、福祉総合センターに建替えた場合に接道や駐車場の課題もあがっていたが、分棟で建てたとしても、福祉総合センター敷地の課題に変わりはないのではないか。
- ・分棟を考えるのであれば、将来の機構改革のことも踏まえた部署の配置を考えることを忘れないでほしい。
- ・今日は福祉総合センター敷地との2棟案を考えたという結論だけを示され、何故このように考えたのか経緯の説明が不足している。

以上